様式第１号（第５条関係）

登録物件申請書

年　　月　　日

大島町長 宛て

申請者 〒

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

大島町空き家バンク制度実施要綱に定める趣旨等に賛同し、下記の利用上の確認事項に同意のうえ、空き家等物件台帳への登録をしたいので、同要綱第５条第１項の規定に基づき、物件登録カード（別記様式第２号）のとおり申請します。

記

【利用上の確認事項】

１　物件の所有権を有する方が複数の場合は、代表者を定めて申請してください。

２　建物又は土地が共有名義のときは、共有者全員の同意を得てください。また、その他重要な権利を有する方の同意も得てください。

３　法律等による売買、賃貸等ができない規制（農地を含む農用地が含まれている等）が適用されている場合、登録できません。

４　所有者等が大島町暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団員等の場合、登録できません。

５　物件の所有権等について、町は固定資産税の課税資料、登記事項等により確認を行います。

６　登録に際し、町及び大島町空き家バンク委託事業者（以下「委託事業者」という。）が現地物件を調査し、写真等を撮影します。

７　物件登録カードの一部及び写真で撮影した現状（「物件概要」）を大島町空き家バンクホームページへの掲載その他の方法により公開します。

８　町は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）により、契約の媒介等について一切関与しません。

９　物件の交渉等については自己の責任にて行い、町に対して責任を求めることはできません。

10　町は、物件の購入等を希望する者（以下「利用希望者」という。）に物件の所在地及び所有者等の氏名、住所の情報は開示しません。ただ

し、交渉過程で町指定不動産事業者又は、空き家バンク委託事業者から利用希望者へ提供されます。

11　町指定不動産事業者が仲介する場合、契約成立時には、所有者等との間に媒介手数料（報酬）が発生します。

12　登録した空き家等物件情報に変更が生じたとき又は当該登録を取り止めるときは、速やかに町に報告してください。

13　物件登録完了後、未契約期間が2年を経過すると、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望する場合は、改めて登録申請が必要とな

　ります。

14　その他空き家バンク制度の充実のため協力をお願いすることがあります。

様式第２号（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※登録番号 | 地区 |  |
| 番号 |  |

※は記入しないこと。

物件登録カード（その１）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 大島町 |
| 物件区分 | □空き家　　□空き店舗　　□空き店舗付住宅 |
| 所有者名 |  |
| 空き家の構造 | 材質：□木造　□（軽）鉄骨造　□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□その他（　　　　　）構造：□平屋建て　□２階建て　□その他（　　　　　　　）　間取：（　　　　　　　）　※（例）　３LDK１階：□台所　□風呂　□トイレ　□その他（　　　　　　　　　　　）　　　　□洋室（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳　　　　□和室（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳２階：□台所　□風呂　□トイレ　□その他（　　　　　　　　　　　）　　　　□洋室（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳　　　　□和室（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳（　）畳敷地面積：　　　　㎡　　延床面積：１階　　　㎡　２階　　　　　㎡ |
| 設備 | 電気 | □引き込み済　□その他（　　　　　　　　　　） |
| ガス | □プロパン　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 水道 | □上水道　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 風呂 | □電気　□ガス　□灯油　□その他（　　　　　　　　　　） |
| トイレ | □和式　□洋式　　　□水洗　□汲み取り　□その他（　　　　　　　　　　） |
| テレビ | □アンテナ設置済み　□その他（　　　　　　　　） |
| 電話 | □引き込み済　□その他（　　　　　　　　　　） |
| インターネット回線 | □引き込み済（　　　　　　　　　　　　）　□その他（　　　　　　　　　） |
| 駐車場 | □有（可能台数　　　　　台）　　□無 |
| ﾍﾟｯﾄの飼育 | □屋外可　　□屋内可　　□飼育不可　　□その他（　　　　　　　　　） |
| 建築年・経過年数 | 年建築　（空き家となった時期　　　　　年　　　月） |

物件登録カード（その２）

|  |  |
| --- | --- |
| 売却・賃貸の別 | □売却　　□賃貸　　□どちらでも可 |
| 価格・賃料 | □売却　　　　　万円（内訳　建物　　　　　万円/　敷地　　　　万円）□賃貸　月　　　万円　　□敷金　　　　　円　□礼金　　　　　円 |
| 補修の要否 | □補修は不要□多少の補修必要□大幅な補修必要□現在補修中 |
| 補修費等 | □所有者負担部分（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□利用者負担部分（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□費用負担は相談による（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 付帯物件 |  |
| 特記事項 |  |
| 契約交渉 | □直接交渉：所有者等と利用希望者の両者間で責任をもって行う契約交渉□間接交渉：不動産業者が交渉の全てを仲介する契約方法　　　　　　※不動産業者が仲介する場合、別途報償が発生します。 |
| 連絡先 | 住所 | 〒 |
| 氏名 |  |
| 所有者との関係 |  |
| 電話 |  |
| FAX |  |
| アドレス |  |

添付書類：□身分を証するもの（運転免許証の写しなど）

□登録を申請する物件の図面、間取り図